

東都医保発第 2638 号  
(地区第 1520 号)  
令和 2 年 12 月 22 日

地区医師会長 殿

公益社団法人  
東京都医師会  
理事 魚住  
黒瀬



### 年末年始における診療・検査医療機関の休日加算の取扱いについて

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 12 月 7 日付東都医保発第 2503 号 (地区第 1437 号)「年末・年始における診療報酬等の取扱い等について」により、「診療・検査医療機関」が年末年始の休日又は深夜に発熱等の患者を診察する日時を東京都に申請した場合、当該日時は地方自治体等が実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられ、休日加算・深夜加算を算定可能であることについてご通知いたしました。

今般、「診療・検査医療機関」より、休日加算等の取扱いについてのお問い合わせが本会に寄せられていることから、下記の通り事例等をまとめましたのでご通知申し上げます。

貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 事 例

以下の各事例について、休日加算が算定可能です。

別紙「診療・検査医療機関 休日加算内訳」と併せてご確認ください。

#### 【事例対象医療機関】

診療・検査医療機関で、年末年始の休日又は深夜に発熱等の患者を診察すると東京都に申請した医療機関

事例 1	通常、年末年始は休診としているが、診療・検査医療機関として年末年始 31 日の午前 8 時～12 時(4 時間)までを、発熱外来を行う診療時間として申請した場合
事例 2	通常、年末年始 31 日に診療時間を 8 時から 12 時、13 時から 17 時(12 時から 13 時昼休)とし院内掲示等により患者に周知を行っている医療機関が、診療・検査医療機関として 17 時～19 時(2 時間)までを、発熱外来を行う診療時間として申請した場合
事例 3	通常、年末年始 31 日に診療時間を 8 時から 12 時、13 時から 17 時(12 時から 13 時昼休)とし院内掲示等により患者に周知を行っている医療機関が、診療・検査医療機関として 15 時～17 時(2 時間)までを、発熱外来を行う診療時間として申請した場合(日本医師会 確認)

## 2 休日加算等について

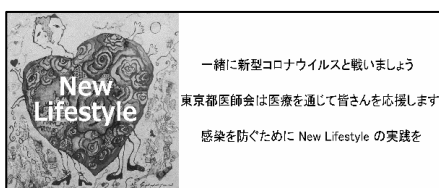
- (1) 東京都の年末年始の発熱患者等の診療体制確保事業の給付金は、1日4時間以上を発熱等外来として登録した医療機関が対象です。1日4時間以下を発熱等外来として登録した医療機関は給付金の対象とはなりません、休日加算は算定可能です。
- (2) 発熱等外来として登録した時間内に受診した患者は、発熱患者に限らず、全ての患者が休日加算の対象となります。

**参考資料** 「診療・検査医療機関」以外の医療機関の対応について取り纏めました。  
「事例対象外 休日加算内訳」と併せて参照してください。

他事例1	<b>【A医療機関】</b> 年末年始を休日としている医療機関で、診療応需体制(診察が行える体制)を解いている状態で、急患等の患者の求めに応じ診察を行った場合 <b>【B医療機関】</b> 地方自治体等の実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられた医療機関として、地方自治体の指示する時間を診察時間とした医療機関も同様です。
他事例2	年末年始を診療日としている医療機関(院内掲示等により患者に周知を行っている) 診療時間 8:00~11:00、15:00~19:00 昼休み 11:00~15:00
他事例3	年末年始を診療日としている医療機関(院内掲示等により患者に周知を行っている)で、夜間早朝等加算の要件*を満たしている医療機関 診療時間 8:00~11:00、15:00~19:00 昼休み 11:00~15:00

\*…以下の3点を全て満たすこと

- ① 保険診療を行っている診療所
- ② 1週間の診療時間の合計が、30時間以上(訪問診療と救急診療所に対する特例有り)
- ③ 診療時間と該当時間帯には加算を行う旨の掲示をしている



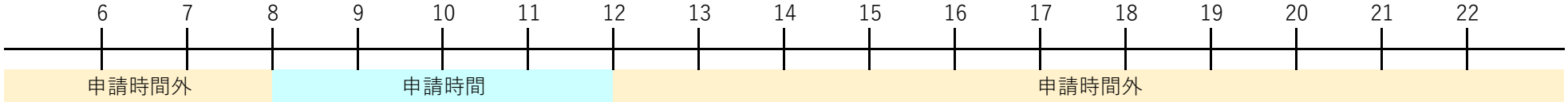
(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課  
TEL: 03-3294-8821 FAX: 03-3292-7097  
■新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報  
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>

<< 診療・検査医療機関 休日加算内訳 >>

申請時間 申請時間外 昼休み 通常診療 休日加算 深夜加算

【事例1】

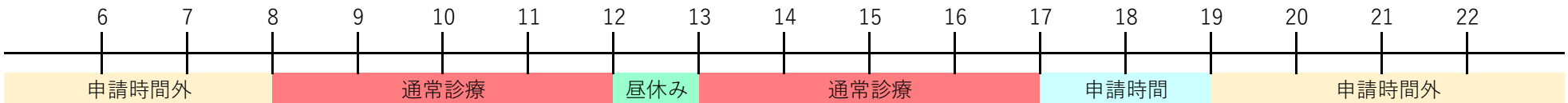
通常、年末年始は休診としているが、診療・検査医療機関として31日の午前8時～12時（4時間）まで発熱外来として申請した医療機関



初診料											288										
加算	深夜加算 480	休日加算 250										深夜加算 480									
合計	768	538										768									

【事例2】

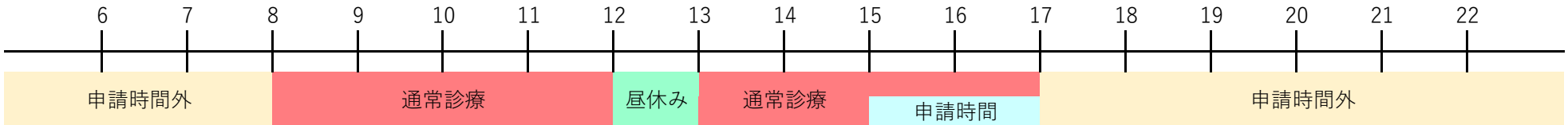
通常、年末年始31日に診療時間を8時から12時、13時から17時としている医療機関で（12時から13時昼休）、診療・検査医療機関として17時～19時（2時間）までを発熱外来として申請した医療機関



初診料											288									
加算	深夜加算 480	休日加算 250	休日加算無し 0				休日加算 250	休日加算無し 0				休日加算 250	深夜加算 480							
合計	768	538	288				538	288				538	768							

【事例3】

通常、年末年始31日に診療時間を8時から12時、13時から17時としている医療機関で（12時から13時昼休）、診療・検査医療機関として15時～17時（2時間）までを発熱外来として申請した医療機関（日本医師会 確認）



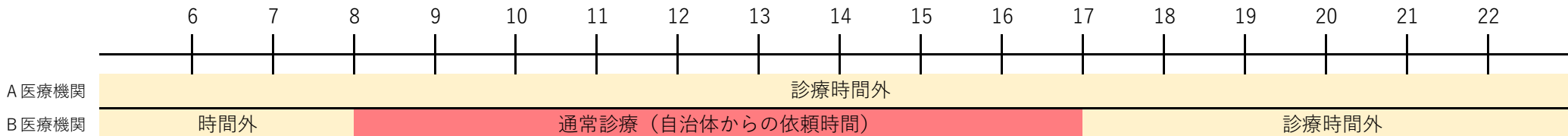
初診料											288									
加算	深夜加算 480	休日加算 250	休日加算無し 0				休日加算 250	休日加算無し 0				休日加算 250	深夜加算 480							
合計	768	538	288				538	288				538	768							

<< 事例対象外 休日加算内訳 >>



【他事例1】

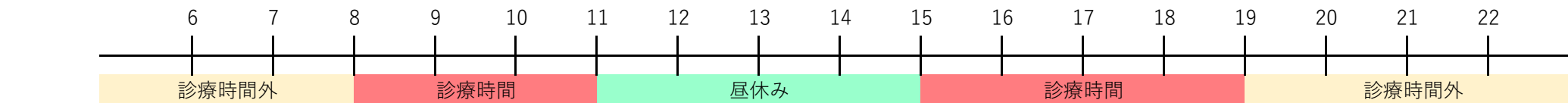
日曜・休日を休診日としているが急患等の為診察した医療機関（A）、又は「救急病院」や自治体が定める救急体制（輪番等）に参加している医療機関（B）



初診料						288									
加算	深夜加算	休日加算										深夜加算			
	480	250										480			
合計	768	538										768			

【他事例2】

年末年始を診療日としている医療機関

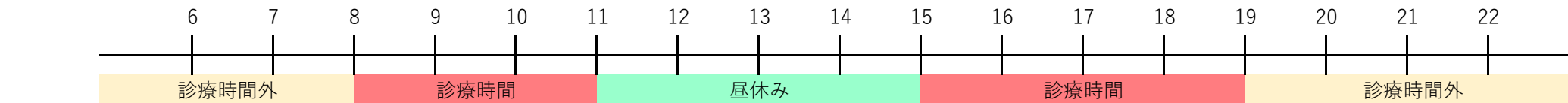


初診料						288									
加算	深夜加算	休日加算 ※1	休日加算無し			休日加算 ※1			休日加算無し			休日加算 ※1	深夜加算		
	480	250	0			250			0			250	480		
合計	768	538	288			538			288			538	768		

【他事例3】

年末年始を診療日としている医療機関で、夜間早朝等加算の要件\*を満たしている医療機関

\* 1週間の診療時間の合計が30時間以上で、診療時間や該当時間帯には加算を行う旨の掲示を行っている診療所



初診料						288									
加算	深夜加算	休日加算 ※1	夜間早朝等加算			休日加算 ※1			夜間早朝等加算			休日加算 ※1	深夜加算		
	480	250	50			250			50			250	480		
合計	768	538	338			538			338			538	768		